

振興基本計画 地区提案事業検討シート

平成25年度

No. _____

No.	分類	提案地区	提案事業	事業内容	担当課	関連部局
055	公園緑地・自然・環境	大井	お富士の山公園の整備	・大井区が所有する土地（通称：お富士の山）を地域住民の憩いの場として整備する。 ・間伐材を利用したベンチやテーブル、トイレ、東屋の設置、芝生の養生、健康足踏み石等を設置して高齢者の健康づくりの場としても活用する。 (所有者) 間瀬巖外2名 (所 在) 大井字小浜43-1 (2,773㎡)、43-6(567㎡)、43-22(299㎡)	地域振興課	

I 実現性の検討

【判定欄】○:解決可能 ×:解決不可能 △:判断できない を記入してください。

	課 題	判 定	理由又は対応策	実現性判定
実現可能性	□法規制 森林法：登記・課税地目（山林）、建築基準法	○	建築物の設置方法や面積にもよるが建築基準法を遵守する必要がある。地域森林計画の対象民有林の立木を伐採する場合には、森林法の規定による伐採の届出や許可申請等の手続きが必要となるが対象森林ではないため手続きは不要。	1 実現可能 ○ 2 実現の可能性が高い 3 条件次第で実現可能 4 実現に相当の困難を伴う 5 実現不可能
	□財政 まちづくり協議会事業費補助金の活用。1 協議会あたり100万円の助成。	△	実施主体が大井まちづくり協議会の場合、町が各地域のまちづくり協議会に助成する事業費補助金（1 協議会あたり100万円）が活用できるが、他の継続事業もあるため、まちづくり協議会の活動計画に盛り込んだ上で予算配分される必要がある。	
	□実施主体 大井まちづくり協議会	△	地域の振興、活性化のために大井まちづくり協議会が主体となって各種の事業を実施している。当該事業がまちづくり協議会の活動の趣旨に沿ったものであるかどうか協議する必要がある。	
	□住民合意 土地の所有者である大井区との協議が必要。	△	当該事業の必要性や趣旨を踏まえた上で、土地の所有者である大井区と事前協議し、土地利用の同意を得る必要である。	
	□その他 建築物等を設置することにより課税地目が雑種地に変更される可能性があり固定資産税額が増額される可能性がある。	△	土地利用部分の課税地目や固定資産税額については、税務課と事前協議し、土地所有者である大井区にも説明する必要がある。	
			—	
		—		

II 有効性の検討

【判定欄】○:有効性が高い ×:効果がない、又はきわめて低い △:判断できない を記入してください。

	項目番号	関連する施策又は生活課題	判 定	対 策	有効性判定
有効性	□事業効果 総計 213-①	自然資源を保全するとともに土地を公園として整備することにより、地域住民の憩いの場として有効利用することができる。また、地域の観光ルートの一つとして観光客の集客にも繋がる。	○	自然環境を活用した公園を整備する上で、危険区域を立ち入り禁止にするなど安全面や周辺環境に十分配慮する必要がある。	1 きわめて効果が高い 2 効果が高い ○ 3 効果が認められる 4 ほとんど効果が認められない 5 効果がない
	□生活効果 生活 7	地域住民にお富士の山として親しまれている高台を公園として整備することにより、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の交流、自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動の拠点となり生活の質の向上が図られる。また、高台にあるため災害時には避難地として防災機能を備えた利用も有効である。	○	公園の維持管理については、地域住民が協力して継続的に実施していく必要がある。	

III 総合評価

	評価・判断に係るコメント（緊急性、関連性について、特に考慮すべき点など）	事業区分	総合評価
総合	地域住民が日常生活を営む上で公園や広場は、身近な自然とのふれあいの場としてまた、住民同士の交流の場として欠かすことができない。また災害時の避難場所としての役割もある。しかし、町が主体となって用地の確保や公園の整備を実施することは、多額の費用を要するため財政的にも困難である。当該事業は、大井区の土地を有効利用し、地域住民が主体となって地域ニーズ（高齢者の健康づくりの場等）にあった公園を整備、維持管理していくことで評価でき、町も協働して必要な支援をしていきたいと考える。	1 地区重点事業 2 緊急主要事業 3 他事業関連事業	総合A・・・ 有効性・実現性ともに優れている事業（いずれも1又は2） 総合B・・・ 有効性・実現性のいずれかが優れている事業（いずれかが1又は2） 総合C・・・ 実現性・有効性ともに低い事業（上記以外） B